

## 8 酒 税

統計表を見る方のために

### 1 利用上の注意

この章は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成17年4月30日までの申告又は処理による課税事績及び平成17年3月31日現在の事績を示したものである。

### 2 酒税の概要

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール事業法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、①清酒、②合成清酒、③しょうちゅう、④みりん、⑤ビール、⑥果実酒類、⑦ウイスキー類、⑧スピリッツ類、⑨リキュール類、⑩雑酒である。

各酒類の基準アルコール分及び基準税率（1k1当たり酒税率）は次のとおりである。

(17. 3. 31 現在)

種類	品目	基準アルコール分等	基準税率
①清酒		15度	140,500円
②合成清酒		15度	94,600円
③しょうちゅう	しょうちゅう甲類	25度	248,100円
	しょうちゅう乙類		
④みりん		13.5度	21,600円
⑤ビール			222,000円
⑥果実酒類	果実酒		70,472円
	甘味果実酒	12度	103,722円
⑦ウイスキー類	ウイスキー	40度	409,000円
	ブランデー		
⑧スピリッツ類	スピリッツ	37度	367,188円
	原料用アルコール		
⑨リキュール類		12度	119,088円
⑩雑酒	発泡酒	麦芽50%以上のもの	222,000円
		麦芽25%以上50%未満のもの	178,125円
		麦芽25%未満のもの	134,250円
	粉末酒		320,500円
	その他の雑酒	みりんに類似するもの 13.5度	21,600円
		その他のもの 12度	103,722円